

「加熱式たばこ等の安全対策検討会」

（平成30年度第1回）【議事録】

1 開催日時

平成30年7月25日（水）10:00～12:00

2 開催場所

東京都千代田区霞が関3丁目3番地3号

全日通霞が関ビル 8階 大会議室B

3 出席者（敬称略、順不同）

関澤座長、松山座長代理、島沢委員、関委員、畔上委員（代理）、竹田委員、千葉委員、
谷山委員、塩谷委員、小川委員、田村委員

4 配付資料

資料1－1 加熱式たばこ等の安全対策検討会開催要綱

資料1－2 加熱式たばこ等の安全対策検討会 委員名簿

資料1－3 配席図

資料2 加熱式たばこ等の各種法令での取扱い及び検討スケジュール

資料3 たばこ火災の実態分析

資料4 事業者提出資料等に基づく火災発生危険の比較

資料4－1 フィリップモリスジャパン合同会社提供資料

資料4－2 日本たばこ産業株式会社提供資料

資料4－3 ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社提供資料

資料5 比較実験案

資料6 危険物関係法令における加熱式たばこ等の取扱いに係る検討の進め方

参考資料 たばこに関連する消防関係法令等（抜粋）

5 議事

議事概要については、以下のとおり。

- (1) 議事 1 加熱式たばこ等の各種法令での取扱い及び検討スケジュールについて
資料 2 により事務局から、
議事 2 たばこ火災の実態分析について
資料 3 により事務局から、
議事 3 事業者提出資料等に基づく加熱式たばこの火災発生危険について
資料 4、4-1、4-2、4-3 により事務局及び各社オブザーバーから説明が行われた。

【委員】電子たばこの言葉の定義として確認をさせていただきたいのですが、資料 2 の 2 ページ目のスライドを見ると、紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばことあって、今回、ここで議論をする対象としては加熱式たばこという理解でよろしいか。その定義をまず明確にさせていただきたいと思います。

【委員】資料 2 の 2 ページ目に関しましては、加熱式たばこ電子たばこは区別して表記した方がよいと思います。今回の検討会の対象というのは加熱式たばこであると認識しております。電子たばこにつきましては、国内で販売している製品にニコチンが含まれているもので認められたケースがございませんので、ニコチン入りの電子たばこは国内では販売されていないと認識しております。国内の流通がゼロではありませんけれども、極めて低いと認識しております。

【座長】定義については、これで理解できました。

【委員】安全機能が正常に働いている中で、設定以上に温度が上がらないというのはわかるが、正常に作動しなかったり、その機能がうまく働かなかったときのための回路遮断の部品が組み込まれているのか教えてください。

【オブザーバー1】何らかの形で電子的な制御がうまく働かなかった場合には、自動的にエネルギーが供給されないようになっていてバッテリーがシャットダウンするという仕組みになっております。

【オブザーバー2】私たちの製品はバッテリー容量が非常に小さいというのが 1 つの特徴になっています。約 200 ミリアンペア／アワーというところがバッテリーの容量となっております。通常はありませんが、最悪の事態を想定し、連続通電をさせた試験を行った結果、外郭部の温度は 155 度まであがりました。この温度では紙の発火温度から考えても火災になることはないと思われます。

【オブザーバー3】ソフトウェアが正常に作動しない場合、ヒーター部への電流の供給が遮断されるという設計に基本的にはなっております。ヒーター部分というのは独自の非常に難燃性の性質の高い断熱材で覆っていますので、それが直ちに、急激に温度が上昇するというような事態にはならないような構造としてございます。

【事務局】最悪でもこのレベルに収まるのですというようなことをそれぞれの各社においてしっかりと証明し、次回の資料で出していただきたい。今後5年後、10年後の製品も安全ですということを何らかの形で担保してほしい。

【座長】事務局から要点を各社にお知らせして、その資料を次回説明していただきたい。各社にお願いがありまして、各社製品の使用後の処理の方法について教えてくださいいただけますか。

【オブザーバー1】使用後は、キャップを外して消耗品を取り外します。そこから適切なところに捨てていただくようになっています。

【座長】そのごみはどこに捨てても大丈夫ですか。

【オブザーバー1】地域でいろいろな決まりがあると思いますが、使用後は、冷えていますので、普通の家の中の燃えるごみとして捨てても問題ないです。

【オブザーバー2】各自治体の判断にお任せしますということで、各自治体によってごみの取り扱いが異なります。火災安全ということであれば、触っても全く熱くも何ともありませんので、このままごみ箱に捨てていただいても火事が起こるというようなことは考えられません。

【オブザーバー3】使用後は、これを通常の可燃ごみとして捨てることを推奨しています。灰皿には、むしろ入れていただきたくないです。紙巻たばこの灰皿ですと火種が残っている場合に、紙巻たばこと同様のリスクになってしまうので灰皿にだけはやめてほしいというのが私どもの希望です。

【座長】わかりました。どうもありがとうございました。

(4) 議事4 比較実験案について

資料5により事務局から説明が行われた。

【委員】ただいまの布団の実験なのですけれども、実際に何月ごろが一番布団による火災が多いかというデータはわかりますか。

【事務局】確認して次回資料をお出しできればと思います。

【委員】次の議題になるのかも知れないのですが、危険物に関して実験する予定はないのでしょうか。

【事務局】次の議題で説明いたしますが、検証実験を行う予定はございません。特定の会社の製品の検証実験をやったとしても、一般的なルール化まで出来ないのではないかと考えており、あくまでも3社以外にも製品があることを前提とした論点の整理を行いたいと考えています。

【委員】資料5でご提示いただいた実験（案）の件ですが、紙巻たばこが燃えている状態で、その吸い殻の中にカートリッジを入れるとネガティブだという話があったので、そういったところも少し実験として加えてはいかがでしょうか。

【事務局】ご提案があった件については、吸い終わった各カートリッジを並べた上に紙巻たばこを吸って置いたら、普通にそれも燃えるということを確認したいと思います。

【委員】この加熱式たばこの特徴としては、やっぱりバッテリーが仕組みれていて、エネルギーを持っているというところだと思うのですけれども、バッテリーが潰れて火が出てしまうものなのかという確認が必要な気がするのですが、いかがでしょうか。

【委員】結論を申しますと、リチウム電池、普通の皆様がお使いになられている条件下で落下させる程度のことは燃えないことは、一般的な製品安全要求の中に入っています。そうなってくると、リチウムイオン電池の安全性の試験になってしまうので、今回のこの検討会での趣旨とは外れるのかなと思います。

(5) 議事5 危険物関係法令における加熱式たばこ等の取扱いに係る検討の進め方について

資料6により事務局から説明が行われたが、特に意見等はなかった。

(6) 議事6 その他

【委員】経年変化についてですが、電子機器ですので、清掃であるとか、メンテナンスとか、そういったことが絶対必要になるかと思うのですが、もしメンテナンス

をしなかった場合の安全性というのはどうなのかというのを聞きたいなと思いました。

【事務局】経年変化、メンテナンス等については、各社さんがどのようにお考えなのかを次回ご提示できたらと思います。